

特許制度の国際的動向¹⁾

International Trend on Patent Systems

野 仲 松 男*
NONAKA Matsuo

〔抄録〕

本稿では、世界の特許制度の動きについて概観したのち、主要特許庁の出願動向や国際協力について解説し、実用新案制度についても簡単に触れる。技術に国境はないが、特許制度には国境がある。特許制度は、各国の産業政策と深く結びついており、その基本的枠組みは共通化されつつも、各国・各地域は、それぞれ独自の特許制度を有している。特に米国と欧州の間には、発明者の利益と第三者の利益とのいずれを優先するかについて基本的な思想の相違があり、それが制度上の違いにも影響を与えている。これらの制度上の違いや審査の運用上の違いをなくすため、各国は特許制度調和・運用調和の取組や世界共通制度の構築に向けた取組を続けてきた。一足飛びの解決は難しいが、米国の AIA 成立による先願主義への移行や PCT 国際出願の発展と利用の拡大、特許庁間の審査協力の拡大など、ゆっくりだが確実な進展を見せている。欧州では、Brexit による先行きの不透明さはあるものの、統一特許制度の実現が目前に迫っており注目される。世界の特許出願の総数は、近年急速に増えており、約 330 万件に達している。その主要な牽引力は中国における出願増である。中国・韓国の台頭により、世界の主要特許庁による国際協力の枠組みは、かつての日米欧による三極特許庁から、日米欧中韓の五大特許庁に広がった。五大特許庁においては、特許制度調和専門家パネル (PHEP) における制度・運用調和、IP5-PPH や PCT 協働調査などの審査協力、グローバル・ドシエを代表とする IT 化協力など、様々な協力プロジェクトが進められている。AI や IoT などの新技術への対応も各庁で進められており、IoT のための国際特許分類 (サブクラス G16Y) も新設された。中国の特許制度の発展は著しく、知財大国から知財強国への転換に向けた取り組みが進められているが、課題も多い。一側面だけにとらわれること無く、今後もその動向を注視していく必要がある。

1. はじめに

特許制度は、発明を保護することで、技術と産業の発達を図る制度である。よく「技術に国境はない」と言われ、企業の経済活動も国際化が進んでいるが、残念ながら特許制度には国境がある。巷で耳にする「世界特許」(世界で共通に通用する特許権)なるものは、未だ存在していない。

特許制度は各国の産業政策と深く結びついており、ある国で付与された特許権の効力はその国の領域内にもみ及ぶとする「属地主義」の原則がとられることにより、各国・各地域で別々の特許制度が存在しているのが現実である。

その中であっても幸いなことは、多くの先人たちの努力によって、各国・各地域の特許制度の多

* 特許庁審査第四部 首席審査長
Deputy Director General, Patent Examination Department (Electronic Technology), Japan Patent Office

くの部分は調和され、現在、各国の特許制度は、概ね共通の骨格を有するに至っていることである。また、いわゆる「世界特許」ではないが、世界の複数の国・地域での特許権の取得を容易にするための「国際出願制度」が整備されており、その利用は年々拡大している。さらに、欧州では40年以上前から統一の特許庁が設けられており、Brexitによる先行きの不透明さはあるものの、欧州統一特許制度の実現も目前に迫っている。特許制度の運用面でも、各国の特許庁の間では様々な協力プロジェクトが推進されており、特許の世界は、国際的な協力が最も盛んな領域の一つと言えるだろう。

本稿では、現在の世界の特許制度の状況を概観したのち、主要特許庁における最新の出願動向や国際協力について解説する。また、特許制度に深く関連する実用新案制度の国際的な状況と今後の展望についても、簡単に触れておきたい。

なお、本稿において意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であり、筆者の所属する組織の見解を示すものではないことを、予めお断りしておく。

2. 特許制度の国際調和と統一制度の構築

2.1 各国・各地域の特許制度

冒頭で述べた通り、世界の国・地域はそれぞれ独立した特許制度を有しているが、その基本骨格はほぼ共通している。出願、審査、登録という特許取得手続きの流れや、明細書による技術内容の開示、特許請求の範囲による権利範囲の記述といった、現在では至極当たり前と思えることさえも、特許制度を実際に運用する中で工夫が重ねられ、各国で定着していったものである。もし興味があれば、かつて存在した「輸入特許」について調べてみると、「新たな技術の創作を保護する」という

現代特許制度の常識さえ、必ずしも常識ではなかったことが分かり面白いであろう。

特許制度を巡っては、比較的近年に至るまで、「先発明主義」(最初に発明した者に権利を与える考え方)と「先願主義」(最初に出願した者に権利を与える考え方)との対立があったが、2011年に成立した「米国特許改正法(AIA: America Invents Act)」により米国が先願主義に移行したことによって、この対立は、ほぼ収束した²⁾。米国は、他にも先行技術としての効果に内外差別を設けたいわゆる「ヒルマードクトリン」や、発明者が最良と信じる発明の具体的な実施の態様の開示を求める「ベストモード開示義務」などの特殊な制度を持っていたが、これらもAIAの成立により廃止又は一部緩和され、国際的な制度の調和が進んだ。

とはいえ、現在でも各国・各地域の特許制度には、制度面・運用面での違いが種々残されており、世界の複数の国・地域で特許を取得する場合には、手続き面でも内容面でも、十分な注意が必要である。

2.2 発明者の利益と第三者の利益

——米国と欧州の制度の違いの背景——

特許制度は、発明者に特許権という一定期間の独占権を与えて、その利益を保護する制度であるが、これは逆から見れば、特許権の設定により第三者の活動が一定の範囲で制限を受けることを意味している。

したがって、特許制度の設計にあたっては、発明者の利益と第三者の利益とのバランスを適切に保つことが重要になるが、いずれに重きを置くかは、国や地域によって立場が異なる。伝統的に、米国では発明者の利益が重視され、欧州では、第三者の利益とのバランスが重視されてきた。

AIAによる改正まで米国が採用していた「先発

明主義」は、最初に手続き（出願）をした者ではなく、真に最初に発明をした者を保護するという点で、発明者重視の最たるものであろう。出願前に発明の内容を公開しても一定の期間新規性が失われなとする「グレースピリオド」の範囲についても、発明者の保護を重視し、広く認めようとする米国と、第三者への影響を考慮し、あくまで例外的措置と考えて限定的に規定しようとする欧州とでは、基本的な思想の違いがある。

また、後願の出願時に未公開だった先願によって後願が排除される範囲に関するいわゆる「衝突出願」の問題についても、他者の後願については進歩性の範囲まで広く排除効を認めつつ、自分の先願で後願は排除されない（「自己衝突」しない）とすることで発明者の保護を重視する米国に対し、後願の排除される範囲を新規性に絞りつつ、たとえ先願が自分の出願であっても同じ規定を適用し、全ての後願を排除する（「自己衝突」あり）とすることで、発明者を特別視せず、第三者との利益のバランスを重視する欧州とでは大きな違いがある。

このような視点で眺めれば、一見無関係に存在するように見える両者の様々な制度の違いが統一感を持って理解できるようになる。ただし、この視点のみを持って、全ての制度の違いが説明できるものではもちろんない。米国には、他にも特許性に関する重要な情報について誠実に開示する「情報開示義務」や「仮出願制度」など多くの特徴的な制度がある。欧州にも、出願された全件について公開前にサーチレポートが作成される、特許登録前から出願を維持するために毎年出願維持年金を納付する必要がある等の独自の特徴がある。その他の国においても、さまざまな固有の制度があるが、これらの詳細については専門書に譲りたい。

2.3 特許制度の国際調和

特許の国際的な制度整備に関する取組の歴史は非常に古く、1883年の「パリ条約（工業所有権の保護に関するパリ条約）」にさかのぼる。また、世界各国における特許保護水準の引き上げという観点からは、1994年の「TRIPS 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）」が重要な役割を果たした。

特許制度調和に向けた議論に話を絞ると、1980年代、世界知的所有権機関（WIPO：World Intellectual Property Organization）において、特許制度調和の議論が高まりを見せ、1991年には「特許調和（ハーモ）条約」の採択のための外交会議が開催されるまでに至ったが、米国が先発明主義に固執したため成立を見なかった。このため、出願の様式や出願日の認定など比較的对立の少ない特許制度の方式的側面の調和に限定した議論が続けられ、2000年には「特許法条約（PLT：Patent Law Treaty）」が成立した。その後、再び新規性や進歩性など特許制度の実体的側面の調和を目指した議論が開始され、「実体特許法条約（SPLT：Substantive Patent Law Treaty）」の名のもとに条約案が検討されてきたが、先進国と途上国との対立が先鋭化し、議論は停滞したままである。

WIPOにおける特許制度調和の議論の停滞を受け、先進国は、2000年代の半ば以降、B+と呼ばれる先進国グループ³⁾にその議論の場を移した。2011年からは、日米欧の主要国等によるテゲルンゼー会合の場において議論の加速化が図られ、その成果を受けて、現在は、B+主要国と日米欧の三極ユーザーグループの協力のもと、主要4項目（「グレースピリオド」「衝突出願」「先使用权」「18か月公開」）を中心とする具体的な制度調和案の検討が進められている。

特許制度調和には、各国の利害や前述した特許

制度に対する伝統的な考え方の違いなどの難しい問題が絡んでいるため、これらの課題は一足飛びに解決できるものではないが、AIAによる米国の先願主義への移行など、各国の制度調和は、ゆっくりだが確実に進展している。

2.4 特許審査の運用調和

特許制度の枠組みが同じでも、各国の審査結果が同じになるとは限らない。特にバイオテクノロジー、コンピュータソフトウェア、ビジネス関連発明などの先端技術分野では、各国・各地域において、保護対象となる発明の範囲や進歩性の考え方などに違いがあり、ある国では特許を受けた発明が、他の国では特許を受けることができないといった問題が起こりうる。

この問題に対応するため、日米欧の「三極特許庁」は、1990年代から2000年代にかけて、バイオテクノロジー関連特許、コンピュータソフトウェア特許、ビジネス方法関連発明に関する先端技術分野の比較研究⁴⁾の他、新規性や進歩性、記載要件に関する比較研究や事例研究⁵⁾など、多くの共同研究を行いその結果を公表してきた。

近年では、日米欧中韓の「五大特許庁」の枠組みにおいて、特許制度調和専門家パネル(PHEP: Patent Harmonization Expert Panel)が設けられ、「発明の単一性」「先行技術の開示義務」「記載要件」の3項目を中心に、制度調和及び運用調和に関する検討がユーザーグループとの協力の下に行われている。特許制度や運用の調和の恩恵を最も受けるのは特許制度のユーザーであり、ユーザーグループとの協力が、今後の制度調和、運用調和の議論を後押しする原動力となることが期待される。

2.5 PCT 国際出願制度

「特許協力条約(PCT: Patent Cooperation Treaty)」

に基づく国際出願制度では、複数の国・地域で特許権を取得する場合に必要な各国・各地域での特許出願手続を一つにまとめ、条約に基づく一つの出願書類を提出することにより、PCTの加盟国全てに対して同時に出願したことと同じ効果を得ることができる。

また、PCTでは、指定した国際調査機関からの先行技術調査結果(国際調査報告)及び審査官の見解書を得ることができ、希望する場合には、国際予備審査を受けることも可能である。これらの結果をもとに、出願人は、各国・各地域において特許取得手続を継続すべきかどうか、どのような権利範囲で権利取得を目指せば良いかを判断することができ、出願に係るコストの適正化を図ることが可能となる。

1978年に発効したPCTの加盟国は、現在153か国(2020年1月2日現在)にまで増えている。その出願数は、世界的な金融危機により減少した2009年を除いて伸び続けており、2018年には約25万3000件に達した。

制度面でも、2000年代に行われた大幅な制度見直しの議論(PCTリフォーム)を経て、みなし全指定の導入、国内移行期限の一律30か月への変更、国際調査見解書の導入、手続上の瑕疵に対する救済規定の導入等、多くの改善がなされ、より使いやすい制度になっている。

現在も、PCTについては、国際調査等の品質と効率の向上や、特許審査ハイウェイ(PPH: Patent Prosecution Highway)との統合など、更なる改善に向けた議論が継続されている。

2.6 欧州特許と欧州統一特許

欧州では、40年以上前から、欧州地域統一の特許制度の創設に向けた努力が続けられてきた。

現在は、「欧州特許条約(EPC: European Patent

Convention)」に基づき、欧州特許庁(EPO: European Patent Office) に対し欧州特許の出願を行い、審査を受けることで、出願手続のみならず権利化までの手続を一括して行うことができる。ただしその結果得られる特許権は、欧州共通の単一の権利ではなく、各国の特許権の束である。このため権利行使は各国で行う必要があり、権利の有効性についても各国で個別に争われることになる。

権利行使を含めた統一の特許制度を構築することは欧州の長年の課題であり、これまでも様々な法的枠組みが検討されてきたが、多数の国と言語を抱える欧州では、翻訳言語の問題が常に最大の課題として立ちはだかつてきた。しかし 2011 年に、「強化された協力 (Enhanced Cooperation)」の枠組みを用い、言語問題で反対姿勢を貫くイタリア、スペインを除く 25 の EU 加盟国で先行統合に合意したことを契機に議論が進展し、2012 年 12 月に、「欧州単一特許」と「統一特許裁判所制度」を実現するための法的枠組み案が最終合意された。

この二つの仕組みが実現すれば、EPO の審査結果をもって、欧州共通の単一の特許権を取得することができ、その権利行使や有効・無効について、欧州統一の特許裁判所において一元的な司法判断を受けることが可能となる。

これらの実現に必要な「統一特許裁判所協定 (UPC 協定: Agreement on a Unified Patent Court)」の発効には、英独仏を含む 13 か国以上による批准が要件となっており、2018 年 4 月に英国が批准したことで英仏を含む 16 か国が批准済みとなり、ドイツが批准すれば条約が発効できる状況にある。しかし、ドイツでは UPC 協定批准に係る違憲訴訟が提起されており、その影響によりドイツの批准は依然不透明な状況にある。また、英国は UPC 協定批准済みであるものの、Brexit の影響により UPC 協定の有効性にどのような法的影響が生じ

るのかについて課題が残されている。2020 年 1 月 31 日の EU 離脱が迫る中、今後の動きが注目されるが、UPC 協定については、2017 年以降、毎年「翌年には発効する」と言われ続けてきて久しい。早期の発効を期待したい。

(追記) 本校脱稿後の 2020 年 1 月 31 日に英国の EU 離脱は現実となり、同 2 月 27 日、英国政府は、同国が UPC 協定に加わらない意向を表明した。

3. 主要特許庁の動向と国際協力の進展

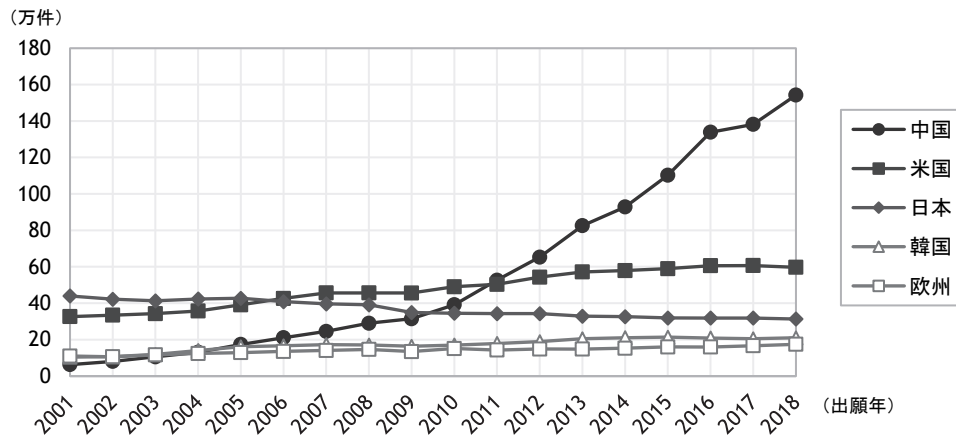
3.1 世界の特許出願動向

世界の特許出願の総数は、1990 年代には 100 万件前後であったが、近年急速にその数を増やしており、2018 年には、約 330 万件に達している。その主要な牽引力は、依然として中国における出願の増加である。

かつては日本が世界一の出願数を誇った時期もあったが、現在は中国が世界一の出願大国であって、年間約 154 万件 (2018 年) という圧倒的な出願件数となっており、世界の特許出願件数の実に 46.4% を占めている。これに、米国が約 60 万件、日本が約 31 万件で続いているのが現状である⁶⁾。

なお、近年、日本の出願件数は漸減傾向が続いているが、日本からの PCT 国際出願の件数は年々増加しており、PCT 国際出願と外国庁への直接出願を合わせた外国への総出願件数という意味では、日本は約 21 万件 (2018 年) で、約 23 万件の米国に次ぐ第 2 位である。グローバルな権利取得を見据えた出願戦略が日本の出願人に浸透していることが窺える。

同じく外国への出願という観点で見ると、中国からの外国への総出願件数は、現時点ではまだ世界第 5 位であるが、その伸び率は突出している。特に PCT 国際出願件数においては、中国は、2017 年に日本を抜き既に世界第 2 位になっており、3 年



Data Source: WIPO IP Statistics Data Center (Last updated: Oct. 2019)

図1 五大特許庁の特許出願件数推移

以内には、米国をも抜き去り、世界一となることが予測されている。

3.2 主要特許庁間の国際協力

——三極特許庁から五大特許庁へ——

かつては世界の主要特許庁といえば、日本国特許庁（JPO: Japan Patent Office）、米国特許商標庁（USPTO: United States Patent and Trademark Office）、欧州特許庁（EPO）の三庁（三極特許庁）であった。三極特許庁の協力の歴史は古く 1983 年に遡り、IT 化の推進や制度・運用の調和、審査協力等の面で、長く世界の特許制度の発展を牽引してきた。

しかし、近年における中国、韓国の出願増に伴い、世界の特許制度の問題を扱うための新たな枠組みが必要とされ、2007 年に、中国国家知識産権局（CNIPA: China National Intellectual Property Administration⁷⁾）、韓国特許庁（KIPO: Korean Intellectual Property Office）を加えた五大特許庁の協力枠組みが作られた。

現在では、かつての三極特許庁による活動のほとんどが五大特許庁の枠組みに移されており、更にその取組の範囲を拡大している。2017 年に見直

しを行った新たな五庁ビジョンでは、(1) 制度運用調和、(2) ワークシェアの更なる推進、(3) 質の高いタイムリーな審査、(4) 特許情報へのシームレスなアクセス提供を柱に掲げ、以下のようなプロジェクトを含む多くの協力プロジェクトが推進されている。

3.2.1 PHEP

2.4 でも述べた PHEP（特許制度調和専門家パネル）は、2011 年の五庁長官会合における JPO からの提案に基づき設置された。これまで「発明の単一性」「先行技術の開示義務」「記載要件」の三項目を中心に、五庁における制度運用調和の議論が進められてきている。

「発明の単一性」（まとめて一つの出願にできる発明の範囲）と「先行技術の開示義務」（米国ではこの義務を怠ると、後から権利行使不能とされる恐れがある）は、米国の制度・運用とその他の庁との制度・運用の乖離が大きな分野である。五庁での検討に加え、米国国内でも運用見直しの議論が進められており、ユーザーの負担軽減の観点からも、制度・運用調和の進展が期待される所である。

記載要件については、仮想事例を用いた事例研究が行われており、2018年8月と2019年12月には、明確性やサポート要件を中心に、それぞれ3件の仮想事例に対する各庁及びユーザーの判断を比較した事例研究報告書が公表されている⁸⁾。

3.2.2 IP5-PPH 及び PCT 協働調査

五庁間のワークシェアリングの推進は、五庁協力の当初からの目的の一つであり、特許性に関する第1庁での肯定的な判断結果を活用して第2庁での審査を迅速化する「特許審査ハイウェイ」(PPH: Patent Prosecution Highway)は、その中核をなすものである。五庁では、五庁相互間でのPPH(IP5-PPH)を2014年から開始しており、PPHに関する申請要件の共通化や統計情報の共有推進にも取り組んでいる。

また、新たな審査協力の取組として、一つのPCT国際出願について、担当庁が副担当庁となる他の4庁と協働して、最終的に一つの国際調査報告を作成する「PCT協働調査」の試行プログラムが2018年7月に開始されている。2019年4月には、試行プログラムの対象が日本語によるPCT国際出願も含むよう拡大され、日本の出願人にとってより使いやすいものになった。PCTの成果物である国際調査報告の質を高める取組として試行結果が注目される。

3.2.3 グローバル・ドシエ

「グローバル・ドシエ」は、2012年の五庁長官会合において、JPOとUSPTOが共同提案したものであり、五庁とWIPOのシステムを結合し、同じ発明に関する各国の出願の審査状況や関連書類(ドシエ情報)を一括して取得し、見やすい形式でオンライン提供するシステムである。

グローバル・ドシエのサービスは、一般ユーザ

一にも開放されており、日本では「OPD照会」の名称で2016年7月からJ-PlatPatを通じたサービスの提供が開始されている。五庁協力プロジェクトの成果がユーザーに直接裨益している好例であろう。

3.3 新技術の保護

特許制度は、新たな技術を保護する制度であり、これまでも、コンピュータ技術やバイオテクノロジーの発展など革新的な新技術の登場により、様々な変革を迫られてきた。

近年のIoT(Internet of Things)、ビッグデータ、人工知能(AI)、ブロックチェーン等の技術革新は、第四次産業革命とも呼ばれる産業構造の変化や社会の変革をもたらしつつあり、特許制度や特許行政の在り方もまた、大きな変革が求められている。

JPOは、この問題を2016年に東京で開催された五庁長官会合の共同宣言において取り上げるなど、五大特許庁会合などの国際会合の場で各国の協調による取組の必要性を訴えてきた。国内においては、コンピュータソフトウェア審査基準の見直し、IoT審査チームの発足、IoTに関する特許分類の新設、AI関連発明の審査事例集の公表など、矢継ぎ早に対応策を講じてきた。

現在、同様の動きは、他庁にも広がっており、今後は各国の取組や審査の運用に関する情報交換を密にして、これらの新技術に関する統一的な特許保護が図られるようにしていく必要がある。実際に、2019年6月に開催された五庁長官会合では、AI関連発明の審査基準等について議論するタスクフォースの設立が合意され、また2020年1月には、IoT関連技術に関する新たな国際特許分類(IPC: International Patent Classification)としてサブクラスG16Y⁹⁾が新設されるなど、この分野における国際的な取組が進展している。

また、AI やブロックチェーンなどの新技術の特許庁の業務に適用し、効率的な特許審査やより良いユーザーサービスを実現しようとする動きもある。AI を活用した先行技術調査の効率化や特許分類の自動付与、自動音声応答に基づくユーザーからの質問対応などの様々な可能性が模索されており、JPO を含むいくつかの特許庁においては、既にそれらの一部について試行運用が開始されている。今後ますますの発展が期待される分野であり、各国の重複投資を避ける意味でも、国際連携が重要となろう。

3.4 中国の特許制度の今後

——知財大国から知財強国へ——

3.1 で述べた通り、中国における特許出願は急増の一途をたどり、件数の上では世界一の知財大国になったと言ってよい。その一方、これらの出願増は、国や地方政府の補助金や減税措置といった出願奨励策によるものであるとして、中国出願の質の低さを指摘する声もある。

これに対し中国政府は、第13次5か年計画(2016～2020)の中で、「知財大国」から「知財強国」への転換を掲げ、量から質へその重点を移す姿勢を明らかにしている。CNIPA の公表する出願統計も変更され、2017年からは、出願手数料が支払われていない出願は出願件数に含めない方針が打ち出されている¹⁰⁾。

2025年までに世界の製造強国入りを目指す「中国製造2025」(2015年公表)の中でも、その基本方針の一つにイノベーション駆動が掲げられており、自前技術の開発が重要視されている。近年では、世界のPCT国際出願件数トップ3に、HUAWEI(華為技術)とZTE(中興通説)が定着しており、中国企業の技術水準の向上が見て取れる。

また、中国は知財訴訟大国でもあり、地方人民

法院における知財民事一審事件の新規受理件数は年20万件を超え、専利(特許・意匠・実用新案)事件だけでも、1万6000件に及ぶ。これに対応し、2014年には、北京、広州、上海に知識産権法院が、2019年には、最高人民法院内に知的財産専門法廷が設置されるなど、知的財産を専門的に処理する裁判所体制の整備が進んでいる。

その一方で、中国における模倣品被害は依然として深刻であり、世界一の模倣品大国との汚名は返上できていない。また、米中の貿易摩擦でも、中国における強制的な技術移転¹¹⁾など中国における知的財産権の窃盗が主要な問題の一つに挙げられており、中国の知的財産制度を巡る課題は多い。

中国は巨大な、しかも変化の激しい国であり、一つの側面だけを見て判断することは適当でない。特許制度・知財制度の観点からも、その広いスペクトラムに注意しながら、今後もその動向を注視していく必要がある。

4. 世界の実用新案制度

最後に、特許制度に深く関連する制度として、「考案」「小発明」を保護する実用新案制度についても、少し触れておきたい。実用新案制度は、JPOの年報の制度一覧に掲載されているだけでも約90の国や地域で採用されているが、特許制度と異なり、各国による制度の違いが大きく、Innovation Patent や Petty Patent 等の名称が使われることもあり、その利用状況も様々である。

歴史的には、1891年にドイツが世界で初めて実用新案制度を創設し、日本では、その14年後の1905年に、ドイツの制度を参考にして実用新案制度が導入された。ドイツでも日本でも、実用新案は、長きにわたり特許と同等あるいはそれ以上の出願件数を有し、日本ではピーク時の出願が年20万件を超えていた。しかし、実用新案は、技術の

高度化とともにその役割を縮小し、現在、ドイツでは年約 12,000 件、日本では年約 6,000 件の出願規模にまで減少している¹²⁾。

一方、世界の実用新案出願件数は、近年急増している。その増加のほとんどが中国における実用新案出願の増加によるものである。中国の実用新案出願は、2018 年には約 169 万件に達し、全世界の実用新案出願約 176 万件の実に 95%以上を占めている。

制度面に目を向けると、特許に比べ、方法は保護対象とされず、物品の形状や構造等のみを対象とするなど保護対象が限定されている場合が多い。権利期間も 7~10 年程度とされている例が多く、比較的短く設定されている。無審査主義をとる国も多く、登録のための要件も、進歩性を要件としない国があるなど、特許に比べてハードルが低く設定されている。

いずれの国においても、実用新案制度は、自国内の企業等による小発明の保護を中心的な目的として、独自の制度設計がなされており、各国の制度の調和に向けた動きは乏しい。

現状、世界の実用新案出願の大半を占める中国

の実用新案（実用専利）制度についてのみ少し述べておくと、中国の実用新案制度は、物品の形状、構造又はその組合せを対象とし、権利保護期間は 10 年とされ、登録時の実体審査を行わない¹³⁾ など、日本の実用新案制度との共通点が多い。その一方で、日本と異なり、権利行使時の技術評価書の提示が義務づけられていない。このため、権利の有効性に対する予測性が低く、その膨大な出願数と相まって、中国における実用新案権の濫用的な権利行使に懸念を持っている外国企業は多い。中国で事業を行う企業にとっては、中国国内の実用新案制度は、今後も注視が必要な分野である。

5. おわりに

以上、世界の特許制度及び実用新案制度の現状と制度調和や運用調和、国際協力の動きについて概観したが、説明しつくせなかった部分も多く、筆者の力不足を恥じるところである。本稿をきっかけに、特許制度及び実用新案制度の国際的な発展に関心を持っていただける方が一人でも増えていただければ望外の喜びである。

注)

- 1) 本稿は、「情報の科学と技術」69 巻 10 号（2019 年）掲載の拙稿に加筆・修正を加えたものである (https://doi.org/10.18919/jkg.69.10_459) [最終閲覧日：2020 年 1 月 20 日]。
- 2) 改正後の米国特許法には、一部先発明主義的な規定が残っており、純粋な「先願主義」とは言えず、「発明者先願主義」と評する意見もある。
- 3) WIPO の B グループ（先進国）メンバーに、EU メンバー国、EPC メンバー国、韓国、EPO、欧州委員会を加えた 46 か国の特許庁及び 2 機関からなる。
- 4) 三極特許庁協力：研究報告（特許庁 HP）(https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichibeiou/sankyoku_list.html) [最終閲覧日：2020 年 1 月 20 日]
- 5) 審査実務に関する三極比較研究（特許庁 HP）(https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichibeiou/sinsa_jitumu_3kyoku.html) [最終閲覧日：2020 年 1 月 20 日]
- 6) “World Intellectual Property Indicators 2019”, WIPO, 2019 (https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_941_2

- 019.pdf) [最終閲覧日：2020 年 1 月 20 日]
- 7) 2007 年当時の英語名称は、SIPO (State Intellectual Property Office) であった。
- 8) 五庁による記載要件に関する事例研究（特許庁 HP）(https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/gochou_kisai_jirei.html) [最終閲覧日：2020 年 1 月 20 日]
- 9) IoT 関連技術に関する IPC の新設（特許用 HP）(https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/bunrui/ipc/ipc_iot_kanren.html) [最終閲覧日：2020 年 1 月 20 日]
- 10) このため、中国の出願件数については、2016 年と 2017 年の間で統計が不連続であることに注意が必要である。
- 11) 2019 年 3 月に、中国の技術輸出入監理条例が改正され、状況は大きく改善したが、課題は残されており、引き続き改善が求められている。
- 12) 特に、日本では、1993 年の法改正により無審査主義に移行した後、出願件数が激減した。
- 13) 日本における基礎的登録要件の審査と同様、一部実体的な判断も含む「初歩審査」が行われており、明白な新規性の欠陥についても判断されている。